

長野県告示第515号

平成23年3月31日専決処分した平成22年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成23年7月14日

長野県知事 阿部 守一

平成22年度長野県一般会計補正予算(第6号)

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	187,962,160	1,890,501	189,852,661
2 地方消費税清算金	42,197,000	1,832,262	44,029,262
3 地方譲与税	26,517,000	2,872,392	29,389,392
5 地方交付税	227,903,035	854,869	228,757,904
6 交通安全対策特別交付金	921,000	△ 59,888	861,112
7 分担金及び負担金	2,868,861	74,143	2,943,004
9 国庫支出金	111,488,069	90,845	111,578,914
11 寄付金	211,568	9,568	221,136
13 繰越金	236,970	2,494,002	2,730,972
14 諸収入	82,558,546	54,806	82,613,352
15 県債	142,618,000	△ 645,000	141,973,000
歳入合計	879,855,628	9,468,500	889,324,128

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	44,554,056	13,965,848	58,519,904
3 民生費	111,785,642	3,000	111,788,642
7 農林水産業費	45,559,725	△ 4,049	45,555,676
9 土木費	118,555,478	△ 707,563	117,847,915
10 警察費	44,220,340	△ 634,951	43,585,389
11 教育費	195,237,181	△ 390,982	194,846,199
12 災害復旧費	2,963,203	△ 134,253	2,828,950
13 公債費	142,210,119	△ 1,603,342	140,606,777
14 諸支出金	54,803,793	△ 1,025,208	53,778,585
歳出合計	879,855,628	9,468,500	889,324,128

2 地方債補正

河川事業費ほか10件 限度額 △ 645,000千円

平成22年度長野県公債費特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	168,141,157	△ 1,603,342	166,537,815
歳入合計	220,313,532	△ 1,603,342	218,710,190

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 公債費	220,313,532	△ 1,603,342	218,710,190
歳出合計	220,313,532	△ 1,603,342	218,710,190

財政課

長野県告示第516号

平成23年4月11日専決処分した平成23年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成23年7月14日

長野県知事 阿部 守一

平成23年度長野県一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正				(単位:千円)
(1) 歳入				
款	補正前の額	補正額	計	
9 国庫支出金	93,714,233	112,463	93,826,696	
12 繰入金	38,439,889	112,463	38,552,352	
歳入合計	846,420,063	224,926	846,644,989	
(2) 歳出				
款	補正前の額	補正額	計	
2 総務費	35,822,591	224,926	36,047,517	
歳出合計	846,420,063	224,926	846,644,989	

財政課

長野県告示第517号

平成23年4月28日専決処分した平成23年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成23年7月14日

長野県知事 阿部 守一

平成23年度長野県一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算補正				(単位:千円)
(1) 歳入				
款	補正前の額	補正額	計	
9 国庫支出金	93,826,696	38,315	93,865,011	
12 繰入金	38,552,352	38,315	38,590,667	
歳入合計	846,644,989	76,630	846,721,619	
(2) 歳出				
款	補正前の額	補正額	計	
2 総務費	36,047,517	76,630	36,124,147	
歳出合計	846,644,989	76,630	846,721,619	

財政課

長野県告示第518号

平成23年7月8日成立した平成23年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成23年7月14日

長野県知事 阿部 守一

平成23年度長野県一般会計補正予算(第3号)

1 歳入歳出予算補正				(単位:千円)
(1) 歳入				
款	補正前の額	補正額	計	
7 分担金及び負担金	2,258,806	5,500	2,264,306	
9 国庫支出金	93,865,011	4,252,294	98,117,305	
10 財産収入	1,948,032	5,415	1,953,447	
12 繰入金	38,590,667	3,371,260	41,961,927	
13 繰越金	1	917,609	917,610	
14 諸収入	81,523,037	4,565,334	86,088,371	
15 県債	124,443,000	1,623,800	126,066,800	
歳入合計	846,721,619	14,741,212	861,462,831	

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	36,124,147	352,819	36,476,966
3 民生費	112,751,051	1,154,606	113,905,657
4 衛生費	22,633,998	467,385	23,101,383
5 労働費	6,897,062	1,291,614	8,188,676
6 環境費	2,826,832	23,551	2,850,383
7 農林水産業費	39,534,277	1,206,298	40,740,575
8 商工費	79,208,241	4,716,174	83,924,415
9 土木費	102,556,239	1,733,159	104,289,398
10 警察費	44,326,261	23,505	44,349,766
11 教育費	198,346,376	86,290	198,432,666
12 災害復旧費	5,547,890	3,685,811	9,233,701
歳出合計	846,721,619	14,741,212	861,462,831

2 債務負担行為補正

平成23年公共土木施設災害復旧事業ほか1件 限度額 442,516千円

3 地方債補正

災害援護資金ほか3件 限度額 1,623,800千円

平成23年度長野県流域下水道事業費特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	2,472,150	5,435	2,477,585
歳入合計	11,692,750	5,435	11,698,185

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費	8,478,216	5,435	8,483,651
歳出合計	11,692,750	5,435	11,698,185

平成23年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	43,019	2,304	45,323
歳入合計	279,907	2,304	282,211

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 貸付金	273,348	2,304	275,652
歳出合計	279,907	2,304	282,211

財政課

長野県告示第519号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。
平成23年7月14日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
りんご薬局	松本市島内3427-123	平成23年7月1日
クスリのアオキ篠ノ井薬局	長野市篠ノ井御幣川661	平成23年7月1日
ほんぼ薬局	松本市岡田下岡田6-13	平成23年7月1日
コスコ薬局桐店	松本市桐3-2-42	平成23年7月1日
きうち薬局	佐久市中込3712-5	平成23年7月1日
ニチイケアセンター篠ノ井訪問看護ステーション	長野市篠ノ井御幣川1232-1	平成23年7月1日
ニチイケアセンター塩尻ききょう訪問看護ステーション	塩尻市大字大門65-11	平成23年7月1日
松本市立波田総合病院訪問看護ステーション	松本市波田4417-180	平成23年7月1日
ゆめの里和田訪問看護ステーション	松本市和田2240-33	平成23年7月1日

健康長寿課

長野県告示第520号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成23年7月14日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
独立行政法人国立病院機構長野病院 上田市緑が丘1-27-21	独立行政法人国立病院機構信州上田医療センター 上田市緑が丘1-27-21	平成23年4月1日
フタキ薬局 長野市上松4-5-11	フタキ薬局 長野市上松4-1000-1	平成23年5月30日
マックスバリュ松本村井店調剤薬局 松本市村井町南2丁目21-60	ザ・ビッグ松本村井店調剤薬局 松本市村井町南2丁目21-60	平成23年5月14日

健康長寿課

長野県告示第521号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成23年7月14日

長野県知事 阿部 守一

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間終了年月日
ほんぼ薬局	松本市岡田下岡田6-13	平成23年6月30日
きうち薬局	佐久市中込3712-5	平成23年6月30日

健康長寿課

長野県告示第522号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成23年7月14日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社あず	訪問看護ステーションあず	長野県松本市梓川倭2689番地10	平成23年7月1日

(2) 訪問リハビリテーション

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
長野県厚生農業協同組合連合会	介護老人保健施設さくらの会	長野県諏訪郡原村中新田13220-1	平成23年7月1日

(3) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社一期会	デイサービスセンターいいじまいちご	長野県上伊那郡飯島町飯島2317番地1	平成23年7月1日
株式会社貴倅	ひだまり家	長野県東筑摩郡朝日村小野沢字村前247番地1	平成23年7月1日
有限会社大西	介護屋デイサービスセンターレモン	長野県長野市川中島町今里868番地47	平成23年7月1日
株式会社あいの里ケアセンター	あいの里デイサービスセンター	長野県長野市篠ノ井会447番地3	平成23年7月1日

(4) 短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人サン・ビジョン	ショートステイホームグレイスフル上松	長野県木曾郡上松町上松188-1	平成23年7月1日

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター松本中央	長野県松本市筑摩2丁目33番15号	平成23年7月1日
合同会社ケアサポート菜の花	居宅介護支援事業所菜の花	長野県北安曇郡池田町会染6119番地111	平成23年7月1日
特定非営利法人宅老所花・HANANA	オフィス花一輪	長野県北安曇郡松川村5721-506	平成23年7月1日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターいいづな	長野県上水内郡飯綱町川上1988番地	平成23年7月1日

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問看護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社あず	訪問看護ステーションあず	長野県松本市梓川倭2689番地10	平成23年7月1日
合資会社北原旅館	ふれ愛センター伊那北訪問看護ステーション	長野県伊那市山寺1870番地11	平成23年7月1日
有限会社宗明会	訪問看護ステーションつばさ	長野県安曇野市堀金鳥川1344-3	平成23年7月1日

(2) 介護予防訪問リハビリテーション

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
長野県厚生農業協同組合連合会	介護老人保健施設さくらの会	長野県諏訪郡原村中新田13220-1	平成23年7月1日

(3) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社一期会	デイサービスセンターいいじまいちご	長野県上伊那郡飯島町飯島2317番地1	平成23年7月1日
株式会社貴倅	ひだまり家	長野県東筑摩郡朝日村小野沢字村前247番地1	平成23年7月1日
有限会社大西	介護屋デイサービスセンターレモン	長野県長野市川中島町今里868番地47	平成23年7月1日

株式会社あいの里ケアセンター	あいの里デイサービスセンター	長野県長野市篠ノ井会447番地3	平成23年7月1日
(4) 介護予防短期入所生活介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人飯田市社会福祉協議会	特別養護老人ホーム飯田荘	長野県飯田市東栄町3114番地1	平成23年7月1日
社会福祉法人飯田市社会福祉協議会	特別養護老人ホーム第二飯田荘	長野県飯田市東栄町3171番地1	平成23年7月1日
社会福祉法人サン・ビジョン	ショートステイホームグレイスフル上松	長野県木曽郡上松町上松188-1	平成23年7月1日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第523号

介護保険法(平成9年法律第123号)第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を、次のとおり行いました。
平成23年7月14日

長野県知事 阿部守一

指定介護老人福祉施設

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定した年月日
社会福祉法人サン・ビジョン	特別養護老人ホームグレイスフル上松	長野県木曽郡上松町大字上松188番1	平成23年7月1日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第524号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成23年7月14日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上田市常磐城字生心1473の1から1473の4まで、1473の8、1474の2から1474の4まで、1474の6、1475、字磬沢1492の1から1492の4まで、1494から1496まで、1498、1499の1から1499の6まで、1500、1501、1502の1から1502の3まで、1503の1から1503の5まで、1504の1、1504の2、1505、1506の1から1506の8まで、1507、字龍越磬沢東西堂平1508の2、1508の4から1508の6まで、1508の8から1508の23まで、1508の26から1508の34まで、1508の38から1508の58まで、1508の60から1508の62まで、字赤岩1509、字横畑1510のロ、1510の1から1510の4まで、1511、1512の1、1512の2、1513、1514のイ、1514のロ、1514のハ、1521、1522、1523の1、1525から1529まで、1530の1、1530の2、1531から1533まで、1534の1から1534の13まで、1534の15から1534の21まで、1535の1から1535の11まで、1536の1から1536の6まで、1537の1から1537の3まで、1538から1541まで、1542の1、1542の3、1543の1、1544の1から1544の9まで、字戸澤1545、字塚穴1548の1から1548の3まで

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第525号

平成23年3月12日に発生した長野県北部の地震による災害に係る災害復興住宅建設事業補助金交付要綱の特例に関する要綱を次のとおり定め、平成23年3月12日以後の災害に対する災害復興住宅資金の融資に係る補助金から適用します。

平成23年7月14日

長野県知事 阿部守一

平成23年3月12日に発生した長野県北部の地震による災害に係る災害復興住宅建設事業補助金交付要綱の特例に関する要綱

平成23年3月12日に発生した長野県北部の地震により被災した者が、下水内郡栄村の区域において、独立行政法人住宅金融支援機構又は金融機関から災害復興住宅資金の貸付けを受けて行う災害復興住宅の建設等に要する経費に対する補助金に係る災害復興住宅建設事業補助金交付要綱(昭和57年長野県告示第740号)第4の規定の

適用については、同第4中「1.5パーセント」とあるのは「1.0パーセント」とする。

住宅課

長野県告示第526号

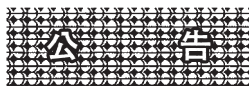
長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成23年7月5日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成23年7月14日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
株式会社ミタカコーポレーション	上田市上田原1405番地4号	上田市上田原1405番地4号 セブーンイレブン上田長池店

会計課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年7月14日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
センタースイッチングハブ 一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成23年11月1日から平成28年10月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札

に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画部情報統計課情報システム推進室

電話 026 (235) 7071

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成23年7月25日(月) 午後3時
イ 場所 長野県庁 西庁舎112号会議室
 - (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (7) 契約書作成の可否
必要とします。
 - (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
 - (2) 詳細は、入札説明書によります。

情報統計課情報システム推進室